

## 広島大学附属東雲中学校後援会会則

平成10年8月5日	制定
平成12年3月25日	改正
平成13年7月25日	改正
平成19年2月9日	改正

### (名称・事務局)

第1条 本会は広島大学附属東雲中学校後援会と称する。

第2条 本会の事務局は、広島大学附属東雲中学校（以下「附属東雲中学校」という。）に置く。

### (目的)

第3条 本会は、附属東雲中学校における円滑な教育活動および教育研究を支援し、併せて会員相互の理解と協力関係の維持・発展を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 附属東雲中学校の教育活動、教育研究、環境整備を支援する目的で寄付行為を行う事業
- (2) 生徒および会員の褒賞に関する事業
- (3) その他、本会の目的達成のための事業

### (会員)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する次の者で組織する。

- (1) 生徒の保護者
  - (2) 同窓会会員
  - (3) 起虎会会員
  - (4) 本会の趣旨に賛同する者
- 2 前項第1項第4号に定める会員になろうとする者は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 本会の会費は、理事会において別に定める。
- 4 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 5 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。
- (1) 退会
  - (2) 死亡、失踪宣告
  - (3) 後見、保佐、または補助開始
  - (4) 除名
- 6 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て除名することができる。
- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき
  - (2) 本会の会員としての義務に違反したとき

### (役員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長は、総会において会員の中より選出する。ただし、原則として附属東雲中学校の前PTA会長をもって充てる。

- 3 副会長および理事は、会長が指名する。
- 4 監事は、会長が会員の中より推薦し、総会において選出する。

第7条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
- (3) 理事は、本会の会務を処理するため、次の事業を行う。
  - (1) 本会の諸会合に関すること
  - (2) 本会の予算、決算に関すること
  - (3) 本会の活動に関する資料の収集、整理、保管に関すること
  - (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

第8条 役員の任期は1年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 任期満了時において、後任者が決定しないときは、後任者決定の日まで前任者がその職務を行う。

#### (会議)

第9条 本会は、次の会議を行う。

- (1) 総会
- (2) 理事会

第10条 総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上から要請があつた場合に、会長が招集して総会を開催できる。

- 2 総会において、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改正
  - (2) 会長・監事の選出
  - (3) 事業計画および予算
  - (4) 事業報告および決算
  - (5) その他、理事会において総会に付議した事項
- 3 総会の議長は会長とし、会長に事故ある場合は副会長とする。
  - 4 総会の議決は、出席会員（委任状を含む）の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第11条 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会の議長は会長とし、会長に事故ある場合は副会長とする。
- 3 理事会の議決は、出席理事の過半数により決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

#### (会計)

第12条 本会の経費は、会費および任意の支援金をもって充てる。

- 2 前項の「支援金」とは、会員および会員以外の者が、本会の趣旨に賛同して寄付する会費をいい、支援金は任意によるものとする。

第13条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

#### (解散)

第14条 本会の解散は、総会において総会員の3分の2以上の議決を経なければならぬ。

第15条 本会の解散に伴う残余財産は、総会の議決により、国立学校法人または本会の目的に類似の目的を有する公益団体に寄付する。

付 則 この会則は、平成19年2月9日より実施する。